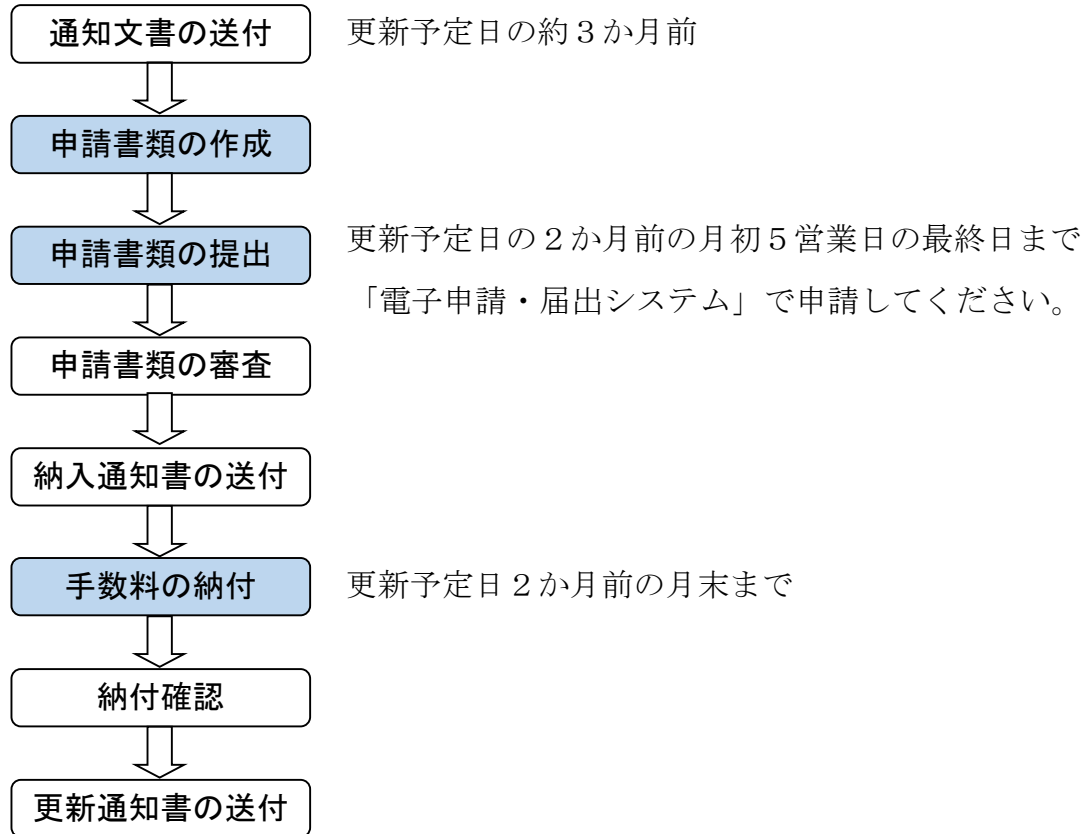


## ○指定（許可）更新手続きについて（はじめにお読みください）

### 【指定（許可）更新手続きの流れ】



### 【申請までの流れ】

- 更新日の約3か月前に、指導監査課から対象事業所あてに通知文書を発送します。  
(例：8月1日付更新予定の場合、5月上旬～中旬に発送)

- ★ みなし事業所（医療機関併設の（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導や、介護老人保健施設併設の（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）通所リハビリテーション）は、指定の更新の必要はありません。
- ただし、介護老人保健施設に併設の（介護予防）通所リハビリテーション事業所については、介護老人保健施設本体と人員・施設を共用しているため、介護老人保健施設の許可更新の際に事業所の人員配置・図面等について確認します。



## 【申請書類の作成】

- 更新申請様式等の必要書類を横須賀市ホームページからダウンロードし、記入チェック表とともに揃えて、更新予定日の2か月前の月初5営業日の最終日までに、電子申請により提出してください。  
(例：8月1日付更新予定の場合、6月の月初5営業日の最終日まで提出)
- 電子申請・届出システムにより申請を行う際に、必要な書類を添付する項目、欄が無い場合や、容量が不足する場合があります。その際は、予備の欄等を活用してください。
- 申請書は更新専用の様式です。新規指定（開設許可）の申請様式等とは異なりますので注意してください。
- 勤務形態一覧表は、通知文書に記載した月の予定シフトを記入してください。
- 指定（許可）通知書（原本）は、返信用封筒と併せて郵送してください。
- 現在の指定（許可）通知書（原本）は、申請と同時に返納していただくため、コピーをとり、更新手続きが完了するまでの代わりとして保管してください。
- 指定（許可）通知書（原本）を紛失してしまった場合は、紛失届を更新申請と同時に電子申請にて添付してください（ホームページに様式があります）。

申請様式は、次の「横須賀市役所ホームページ」をご参照ください。

→総合案内

→くらし・手続き

→便利な手続き（DX・オンラインサービス）

→事業者の方向け「申請書類ダウンロード」

→「民生局福祉こども部指導監査課」の書式

→申請・届出関係「介護保険（事業者・施設）・第1号事業者 指定申請・届出関係」  
（居宅サービス事業者（第1号事業者）・施設等）

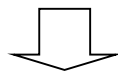
→4. 指定更新

(<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2615/shoshiki/04.html>)

（地域密着型サービス事業者（第1号事業者）等）

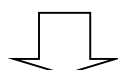
→1. 指定（更新）・変更届・加算届

(<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2615/shoshiki/1mittyaku-sitei.html>)



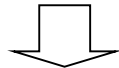
## 【受付後～審査】

- 受付終了＝指定（許可）更新ではありません。受付後、更に審査を行うほか、既にいただいている申請や届出内容等との確認を行います。不明点がある場合は、電話等で後日、チェック表の「連絡先」に記載のご担当者にご確認します。
- 審査の状況により、補正や書類の再提出をお願いする場合があります。
- 申請までに適正に変更届を提出していない場合は、指定（許可）更新に支障がありますので、提出を忘れていない場合は変更届を速やかに提出してください（提出方法は、横須賀市ホームページ参照）。
- 市が必要と認めた場合には事業所の現地調査も実施します。その場合は個別に連絡します。



## 【審査手数料納付】

- 地方自治法第227条の規定に基づき、応益負担の観点から、審査手数料を納付していただきます。
- 申請書類の審査を行い、約2週間程度で、審査手数料の納入通知書を郵送します。
- 納入通知書により、更新予定日の2か月前の月末までに納付し、金融機関の領収日付印が押された領収書を、事業所で保管してください。  
(例：8月1日付更新予定の場合、6月30日までに納付)
- この手数料は、申請の審査のための手数料であるため、審査の結果、指定（許可）更新ができない場合でも返還しません。



## 【納付確認～指定（許可）更新まで】

- 審査手数料の納付確認後、最終審査を経て、更新予定日までに指定（許可）更新通知書を郵送します。
- 指定（許可）更新通知書の交付により指定（許可）更新手続きが終了しますが、更新日までに指定（許可）更新申請内容に変更が生じた場合は、再審査が必要となりますので必ずご連絡ください。

## 【指定（許可）更新事務窓口】

〒238-8550

横須賀市小川町11番地

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課

施設介護サービス担当

TEL 046-822-8162

居宅介護サービス担当

TEL 046-822-8393